

# I 調査概要

## 1. 調査の目的

この調査は、平成27年3月中学校・高等学校・短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等卒業者に対する求人初任給の相場を明らかにし、労働行政運営上の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の方法

都内各公共職業安定所が受理した平成27年3月中学校・高等学校・短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等卒業者に対する「中卒用求人票」・「高卒用求人票」及び「大卒等求人票」を用い、次の区分にしたがって求人数及び求人初任給を調査した。

(1) 産 業 別(第12回改訂日本標準産業分類による。)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ・建設業              | ・宿泊業, 飲食サービス業   |
| ・製造業              | ・生活関連サービス業, 娯楽業 |
| ・情報通信業            | ・教育, 学習支援業      |
| ・運輸業, 郵便業         | ・医療, 福祉         |
| ・卸売業, 小売業         | ・サービス業          |
| ・金融業, 保険業         | ・その他            |
| ・不動産業, 物品賃貸業      | ・IT関連産業 ※       |
| ・学術研究, 専門・技術サービス業 |                 |

※ 日本標準産業分類の小分類が以下のものをIT関連産業とした。

082, 234, 280~285, 289, 301, 303, 370~373, 391, 392, 400, 401, 543, 593, 703

(2) 職 業 別

- |        |              |
|--------|--------------|
| ・専門・技術 | ・技能(中学、高校のみ) |
| ・事務    | ・その他         |
| ・販売    |              |

それぞれの職業に含まれる職種は、別表「中学・高校及び短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等の職業分類」のとおりである。

(3) 事業所規模別

- ・1,000人以上
- ・500~999人
- ・100~499人(うち100~299人)
- ・30~99人(うち30~49人)
- ・29人以下

### 3. 調査の対象

都内各公共職業安定所が次の期間内に受理した、中学・高校・短大・大学・専修学校卒業者に対する各求人全数を調査の対象とした。

中学・高校……………平成26年 6月20日～同年8月30日

短大・大学・専修学校等……………平成26年 3月 1日～同年9月10日

### 4. 調査結果利用上の注意事項

#### (1) 求人初任給

本調査の求人初任給とは、「中卒用求人票」、「高卒用求人票」及び「大卒等求人票」に記載された賃金の月額のことである。

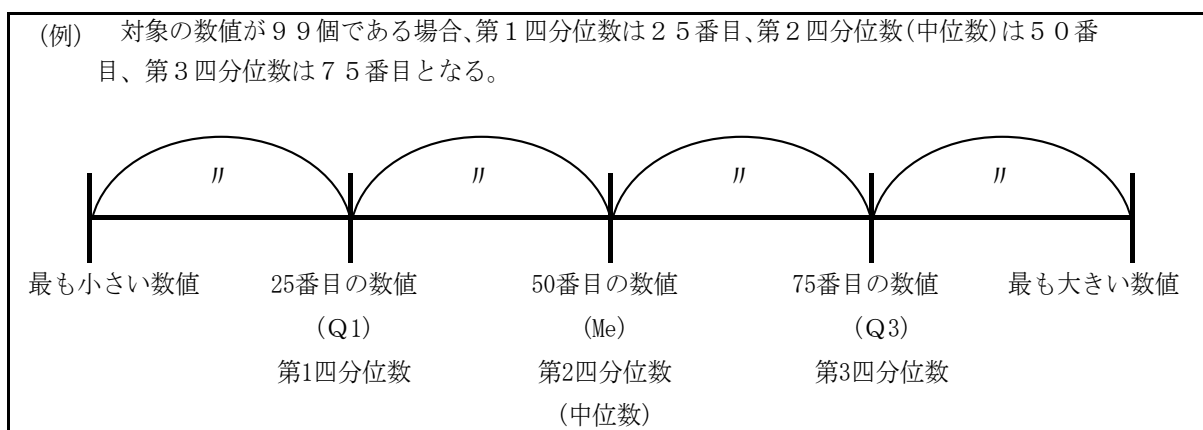
各種求人票には、就職後に支払いを受ける賃金の確定額あるいは、これが困難な場合は、現行賃金を記載することとなっている。

求人初任給の内容は、定額的に支払われる賃金のこと、基本給に、生産、作業、能率、成績等によって左右されない諸手当を加えたものである。したがって、定期的に支払われる物価手当、地域手当、住宅手当等は含まれるが、通勤手当、皆勤手当、超勤手当等の特別の場合又は通常勤務以外の勤務に対して支払われる手当は含まれない。

#### (2) 数値の算出方法

求人初任給の数値は四分位数を用いて算出した。

四分位数とは、個々の数値を大きさの順に並べ4等分することにより得られた3つの継目の位置にあたる数値となる。この3つの値を小さいほうから順に第1四分位数(Q1)、第2四分位数(中位数Me)、第3四分位数(Q3)という。



調査結果の求人初任給は、中位数(Me)を用いた。但し、求人件数が3件以下の場合は算術平均により平均値を求め、中位数(Me)の位置に示した。

なお、算出された求人初任給は100円未満を四捨五入している。

また、構成比は小数点第2位で四捨五入しているため、合計は必ずしも100にはならない。

(3)統計表に用いた符合

調査該当数が3件以下のため、算術平均を用いたもの……………「※」

調査該当数値がないもの……………「—」

前年より減少した数値……………「▲」

5. 参 考

平成27年3月卒業予定者の採用選考開始日等は、次のとおりである。

中 学	・平成27年1月1日以降(東京都は平成27年1月10日以降)
高 校	・平成26年9月16日以降
短大(高専) 大学(大学院) 専修学校等	・平成26年10月1日以降(採用内定開始日) 企業側は「採用選考に関する企業の倫理憲章」、大学側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」をそれぞれ定め、双方は倫理憲章及び申合せを尊重した採用活動、就職の取扱いを行うことで合意。

\* 中学については、求人件数が29件と少なく、詳細にわたる調査は必ずしも適切でないため、調査結果は巻末の統計表のみとした。

別表 中学・高校及び短大(高専を含む)・大学(大学院)・専修学校等の職業分類

中 学 ・ 高 校		短 大 ・ 大 学 ・ 専 修 学 校	
職 業 分 類 名	職 種 名	職 業 分 類 名	職 種 名
専 門 ・ 技 術	< 専門的・技術的職業 > ・ 機械・電気技術者 ・ 建築・土木・測量技術者 ・ 情報処理技術者 ・ その他の技術者 ・ 看護師 ・ 医療技術者 ・ 社会福祉専門の職業 等	専 門 ・ 技 術	< 専門的・技術的職業 > ・ 機械・電気技術者 ・ 科学研究者 ・ 建築・土木・測量技術者 ・ 情報処理技術者 ・ その他の技術者 ・ 医師・薬剤師・看護師 ・ 医療技術者 ・ デザイナー 等
事 務	< 事務的職業 > ・ 一般事務員 ・ 会計事務員 ・ 営業・販売関連事務の職業 等	事 務	< 事務的職業 > ・ 一般事務員 ・ 会計事務員 ・ 営業・販売関連事務の職業 等
販 売	< 販売の職業 > ・ 商品販売の職業 等	販 売	< 販売の職業 > ・ 商品販売の職業 等
技 能	< 生産工程の職業 > < 建設・採掘の職業 > < 運搬・清掃・包装等の職業 > ・ 金属材料製造 ・ 化学製品製造 ・ 金属加工 ・ 機械器具組立・修理の職業、 食品製造業 ・ 印刷・製本の職業 ・ 定置機関・機械及び建設機械 運転の職業 ・ 採掘・建設・労務の職業 等	そ の 他	< 上記以外の職業 > 生産工程の職業 ・ 金属材料製造 ・ 化学製品製造 ・ 金属加工 ・ 機械器具組立・修理の職業、 食品製造業 ・ 印刷・製本の職業 定置機関・機械及び建設機械 運転の職業 建設・採掘の職業 運搬・清掃・包装等の職業 サービスの職業 ・ 調理人 ・ 飲食物給仕人 ・ 理容師・美容師 運輸・通信の職業 ・ 自動車運転者 保安の職業 等
そ の 他	< 上記以外の職業 > サービスの職業 ・ 調理人見習 ・ 飲食物給仕人 ・ 理容師・美容師見習 運輸・通信の職業 ・ 自動車運転者 保安の職業 等		